

第1回長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会

日時 平成24年7月27日（金）

13時00分～

場所 県庁第1別館5階第1会議室

次 第

1. 委嘱状交付

2. 知事あいさつ

3. 議事

(1) 会議の公開について 参考資料

(2) 会長及び副会長の選任について 資料1

(3) これまでの経緯等について

①跡地活用等の経緯とスケジュールについて..... 資料2

②県庁舎跡地活用懇話会の提言について..... 資料3

③現庁舎敷地の歴史変遷について 資料4

④現庁舎敷地の埋蔵文化財調査等について..... 資料5

⑤これまでの検討で示された用途・機能について..... 資料6

⑥関連する計画について 資料7

(4) 懇話会の進め方について 資料8

(5) 意見交換

4. 現地視察 現地視察資料

県庁舎跡地活用検討懇話会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
阿 野 史 子	NPO法人道守長崎理事長
荒 木 由 美	(社)長崎県建築士会女性委員会委員長
犬 塚 純 一	公募委員
岩 橋 卓	公募委員
扇 健 二	長崎経済同友会まちづくり委員会委員長
奥 真 美	首都大学東京教授
片 岡 力	まちづくりアドバイザー
湯 永 秀 一 郎	週刊誌「サンデー毎日」編集長 (元毎日新聞長崎支局長)
川 添 弘 之	江戸町自治会会長
菊 森 淳 文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事
桐 野 耕 一	NPO法人長崎コンプラドール理事長
小 松 雄 介	長崎商工会議所副会頭
清 水 慎 一	立教大学特任教授
菅 原 千 二 郎	公募委員
田 川 尚 美	公募委員
竹 本 慶 三	佐世保市商店街連合会会長
朝 長 則 男	佐世保市長
服 部 敦	中部大学教授
馬 場 宣 房	長崎新聞社取締役編集局長 兼 論説委員長
林 一 馬	長崎総合科学大学教授
原 口 誠	(社)長崎青年会議所理事長
原 田 千 桂 子	諫早商工会議所女性会理事
福 田 修 志	公募委員
本 田 時 夫	浜市商店連合会会長
本 馬 貞 夫	長崎学アドバイザー
村 木 昭 一 郎	野母商船(株)代表取締役社長

県庁舎跡地活用検討懇話会の公開について

1. 要 綱

長崎県県政情報の提供等の推進に関する要綱より抜粋

[平成11年2月22日制定]

(審議会等の会議の公開等)

第9条 実施機関は、審議会等の附属機関及び私的諮問機関等の
会議の公開及び委員の公募などに努めるものとする。

2. 審議事項

- ①公開・非公開の決定
- ②公開方法の決定
「傍聴」又は「議事録の公表」
- ③「議事録の公表」の場合の「氏名」の公表・非公表

3. 事務局案

- ①検討懇話会は公開、作業部会は非公開(準備作業の場であるため)
- ②公開方法は「傍聴」及び「議事録の公表」
- ③議事録における「氏名」は非公表(より自由で率直な意見交換を行っていただくため)

長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会設置要綱

(設 置)

第 1 条 県庁舎移転後の跡地活用に関して、広く県民及び有識者等の意見を求めるため、長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について、知事に対して意見を述べるものとする。

- (1) 県庁舎の跡地において整備すべき具体的な用途・機能に関すること
- (2) その他、県庁舎の跡地活用に関し必要な事項

(委 員)

第 3 条 懇話会は、知事が委嘱する別紙の委員で組織する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(組 織)

第 5 条 懇話会は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 会議は、会長が県と協議のうえ、招集する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事務を具体的かつ専門的に検討を行うため、作業部会を設ける。

- 2 作業部会は、委員のうち別紙に示す者により組織する。
- 3 作業部会には、部会長を置き、構成する委員の互選により決定する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、作業部会の議長となる。

- 5 作業部会の会議は、部会長が県と協議のうえ、招集する。
- 6 部会長に事故があるときは、構成する委員の互選により指名された者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画振興部まちづくり推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

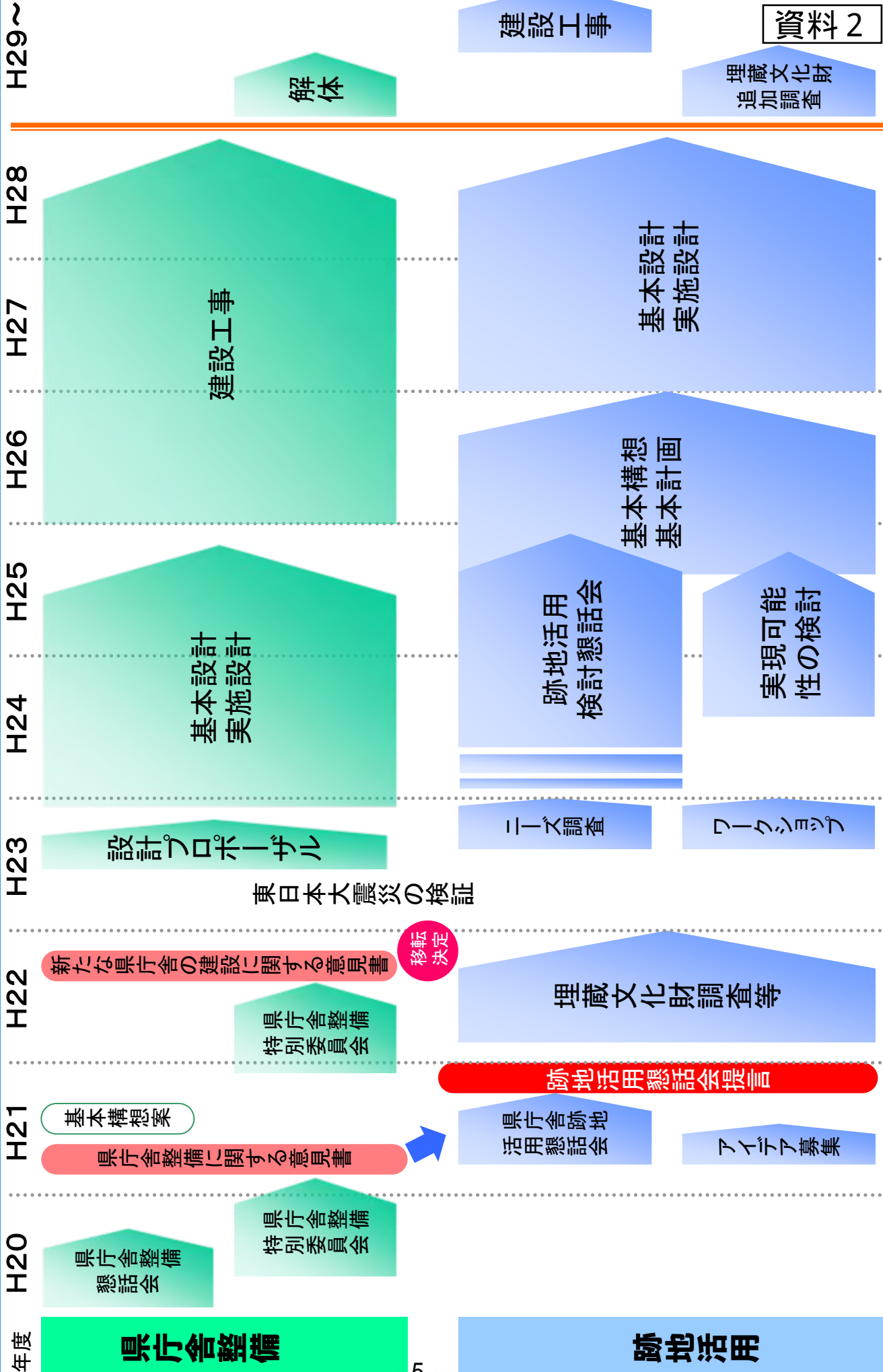
付 則

- 1 この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

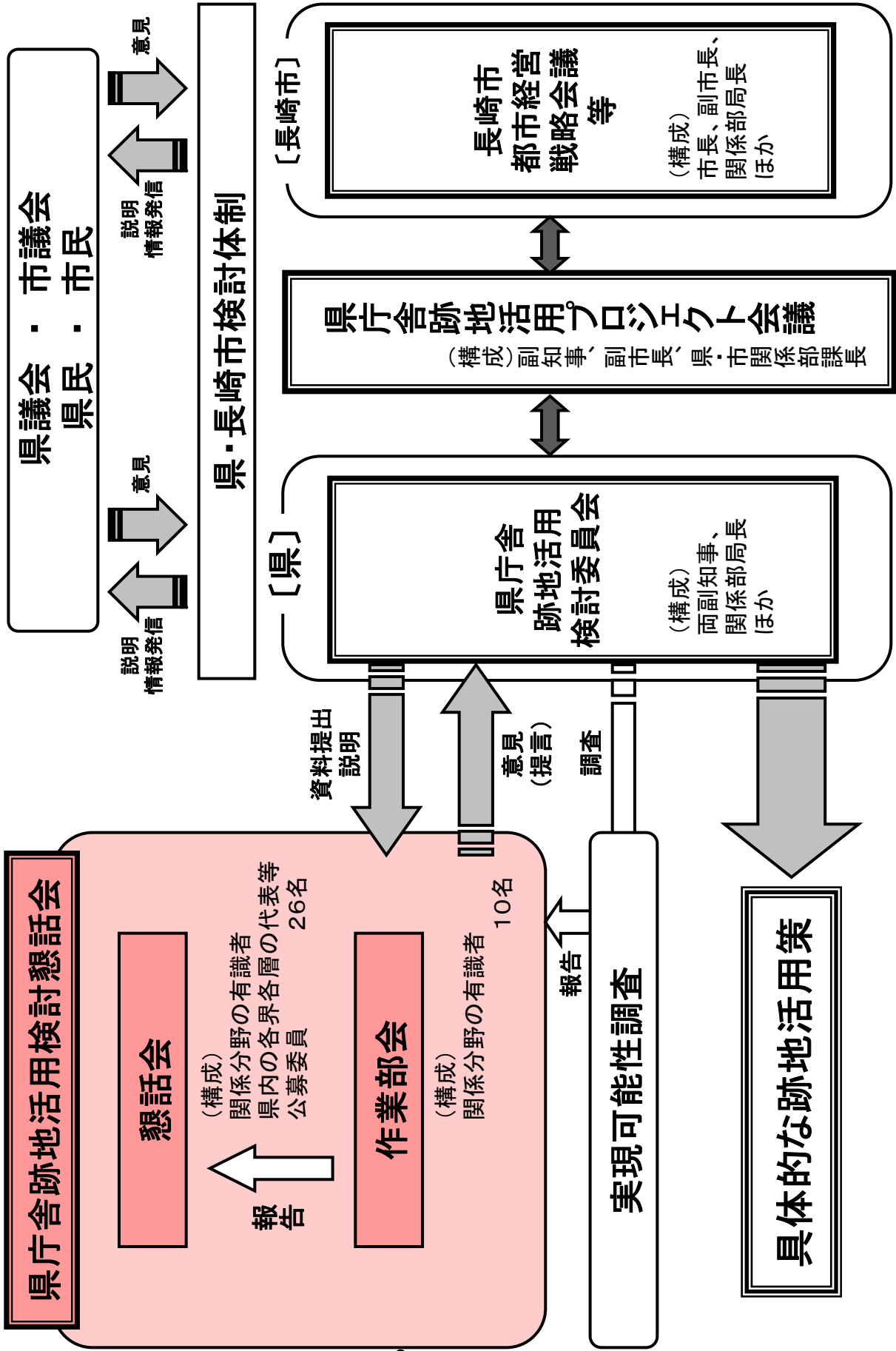
県庁舎跡地活用検討懇話会委員名簿 (50音順、敬称略)

氏 名	職 名 等	作業部会
阿 野 史 子	NPO法人道守長崎理事長	○
荒 木 由 美	(社)長崎県建築士会女性委員会委員長	○
犬 塚 純 一	公募委員	
岩 橋 卓	公募委員	
扇 健 二	長崎経済同友会まちづくり委員会委員長	
奥 真 美	首都大学東京教授	○
片 岡 力	まちづくりアドバイザー	○
湯 永 秀 一 郎	週刊誌「サンデー毎日」編集長 (元毎日新聞長崎支局長)	
川 添 弘 之	江戸町自治会会長	
菊 森 淳 文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事	○
桐 野 耕 一	NPO法人長崎コンプラドール理事長	○
小 松 雄 介	長崎商工会議所副会頭	
清 水 慎 一	立教大学特任教授	○
菅 原 千 二 郎	公募委員	
田 川 尚 美	公募委員	
竹 本 慶 三	佐世保市商店街連合会会長	
朝 長 則 男	佐世保市長	
服 部 敦	中部大学教授	○
馬 場 宣 房	長崎新聞社取締役編集局長 兼 論説委員長	
林 一 馬	長崎総合科学大学教授	○
原 口 誠	(社)長崎青年会議所理事長	
原 田 千 桂 子	諫早商工会議所女性会理事	
福 田 修 志	公募委員	
本 田 時 夫	浜市商店連合会会長	
本 馬 貞 夫	長崎学アドバイザー	○
村 木 昭 一 郎	野母商船(株)代表取締役社長	

県庁舎整備と跡地活用のスケジュール



県庁舎跡地活用検討体制図



これまでの経緯①

昭和46年12月 議会に「庁舎建設特別委員会」を設置
平成元年 3月 「県庁舎建設整備基金条例」を制定し、基金の積立を開始(平成23年度末残高約372億円)
(関係予算は毎年度県議会で議決)

平成9年 2月 県議会「県庁舎建設特別委員会」委員長報告
「魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢」
平成9年 9月 知事が県議会で「建設場所は長崎魚市跡地が最適」と表明

県庁舎のための魚市跡地の埋立て

平成12年度 埋立にかかる環境アセスメント
平成15年12月 公有水面埋立免許願書提出
平成17年 9月 計画見直しに伴い前申請を取り下げ、新たに埋立免許願書提出
平成17年12月 長崎市議会で県庁舎用地等を目的とした埋立への同意を議決 → 長崎市長が同意
平成18年 2月 埋立免許を取得
平成18年 7月 埋立工事に着工
平成21年 7月 埋立工事完了) (関係予算は毎年度県議会で議決)

平成20年7月～21年2月
「県庁舎整備懇話会」
(民間懇話会)
平成21年2月
知事への提言「魚市跡地が最適」

平成20年10月～21年5月
「県庁舎整備特別委員会」
平成21年5月
委員長報告(佐藤委員長)
県議会の意見書の議決

平成22年2月 「県庁舎整備基本構想案」策定・公表

県庁舎整備に関する意見書

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が重要な課題となっており、これらの課題を抜本的に解決するための整備が必要である。

そのため、県議会として、今後さらに検討を行う必要があることから、知事におかれては、以下の方針を前提に進めることを要望する。

記

- 1 現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。
- 2 新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。

なお、基本構想策定にあたっては、県議会に報告し意見を求めること。

以上、意見書を提出する。

平成21年5月29日

長崎県議会

これまでの経緯②

平成22年2月 「県庁舎整備基本構想案」策定・公表

平成22年4月～9月

「パブリックコメント」

- ・意見提出数 625人
- ・意見数 1,239件

「各種団体との意見交換会」

- ・要請に応じて実施 49団体

平成22年3月～12月

「県庁舎整備特別委員会」

平成22年7月～9月

「県民の声を聴く会」

平成23年1月

委員長報告(小林委員長)
県議会の意見書の議決

平成23年2月 知事が、「長崎県庁舎整備基本構想に基づき、長崎魚市跡地において新庁舎建設に着手したい」と表明

平成23年3月 「県庁舎整備特別委員会」

東日本大震災 → 長崎魚市跡地の安全性を再確認

平成23年3月 県議会において、新たな庁舎の設計経費等を盛り込んだ当初予算が可決成立

平成23年5月 「経済雇用・災害対策特別委員会」

平成23年11月 県議会において、知事が「年内に設計者の募集を開始したい」と表明 12月 設計者の募集を開始

平成24年3月 設計業務(行政棟・議会棟ほか)の契約締結

新たな県庁舎の建設に関する意見書(抄)

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加えて、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすために、その耐震性と適切な機能整備が喫緊の課題であり、県民の生命・財産を守る立場にある県として、何の策も講じずに放置することは許されないことから、新たな庁舎の建設を判断すべき時期にきているとの結論に達した。

このことを踏まえ、知事におかれては、以下の方針に沿って、県庁舎建設を速やかに進められることを強く要望する。

記

- 1 県議会において慎重かつ営々として行ってきた議論を踏まえて確定する「長崎県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎(行政棟・議会棟・警察棟)の建設に速やかに着手すること。
- 2 道州制など将来の社会経済情勢に応じた行政ニーズの変化に的確に対応できる庁舎とするような工夫を行うこと。
- 3 県内企業の受注機会の確保や県内産資材の使用促進により、県庁舎建設による県内への経済波及効果を高め、県民生活の向上や県内経済の活性化を図るため、建物の品質確保の方策や県内企業の実情等を踏まえつつ、全庁あげて発注方法について最大限の工夫を行うこと。
- 4 現庁舎が移転した場合の跡地活用については、現庁舎敷地の重要性に鑑み、周辺地域や長崎市はもとより長崎県全体の活性化につながるよう県庁舎建設と同時並行して、地元長崎市と一体となって積極的に検討を進めるとともに、県土の均衡ある発展に取り組むこと。

以上、意見書を提出する。

平成23年1月12日

長崎県議会

なぜ、今「建替えが必要」なのか

現庁舎の問題点

老朽化

修繕経費

年間約8千万円

本館 S28.3建設(59年経過)

(6F:S38.8増築)

警察本部 S29.12建設(58年経過)



狭隘化

〔職員・議員1人あたりの床面積〕 共用部分含む

区分	行政	議会	警察
現況	16.5㎡	70.9㎡	20.1㎡
九州他県平均	25.3㎡	177.1㎡	25.3㎡



分散化

合計22棟に分散(県15棟、県警7棟)

民間ビルの借上げ費用

年間約2億円

耐震性不足

(震度6強の地震で、倒壊・崩壊の可能性が高い)

防災拠点施設機能が担えない



福島県庁(S29建設) 時計塔

現状のまま
放置することは許されない

なぜ、「長崎魚市跡地建替え」なのか

長崎魚市跡地 建替え

- ・人口集積
- ・公共交通機関が整備
- ・周辺街づくりと連動
など

その他の検討状況

耐震改修

- ・課題解決できない
- ・改修費約135億円
- ・延命できない
- ・借上料の増大

現在地建替え

- ・仮庁舎の確保に
約80億円など
経費増
- ・景観への影響

長崎市以外も 含めた場所の検討

- ・県内9箇所を候補地
長崎市 6箇所
諫早市 2箇所
大村市 1箇所
↓
魚市跡地が最適

長崎魚市跡地に建替え

県民の声の聴取

○パブリックコメントの実施 625人、1,239件

建設に賛成 約77% うち 場所は長崎魚市跡地 約76%

○県議会主催の「県民の声を聴く会」への出席 参加者 延べ1,505人

津波のシミュレーション

地震調査研究推進本部の長期評価

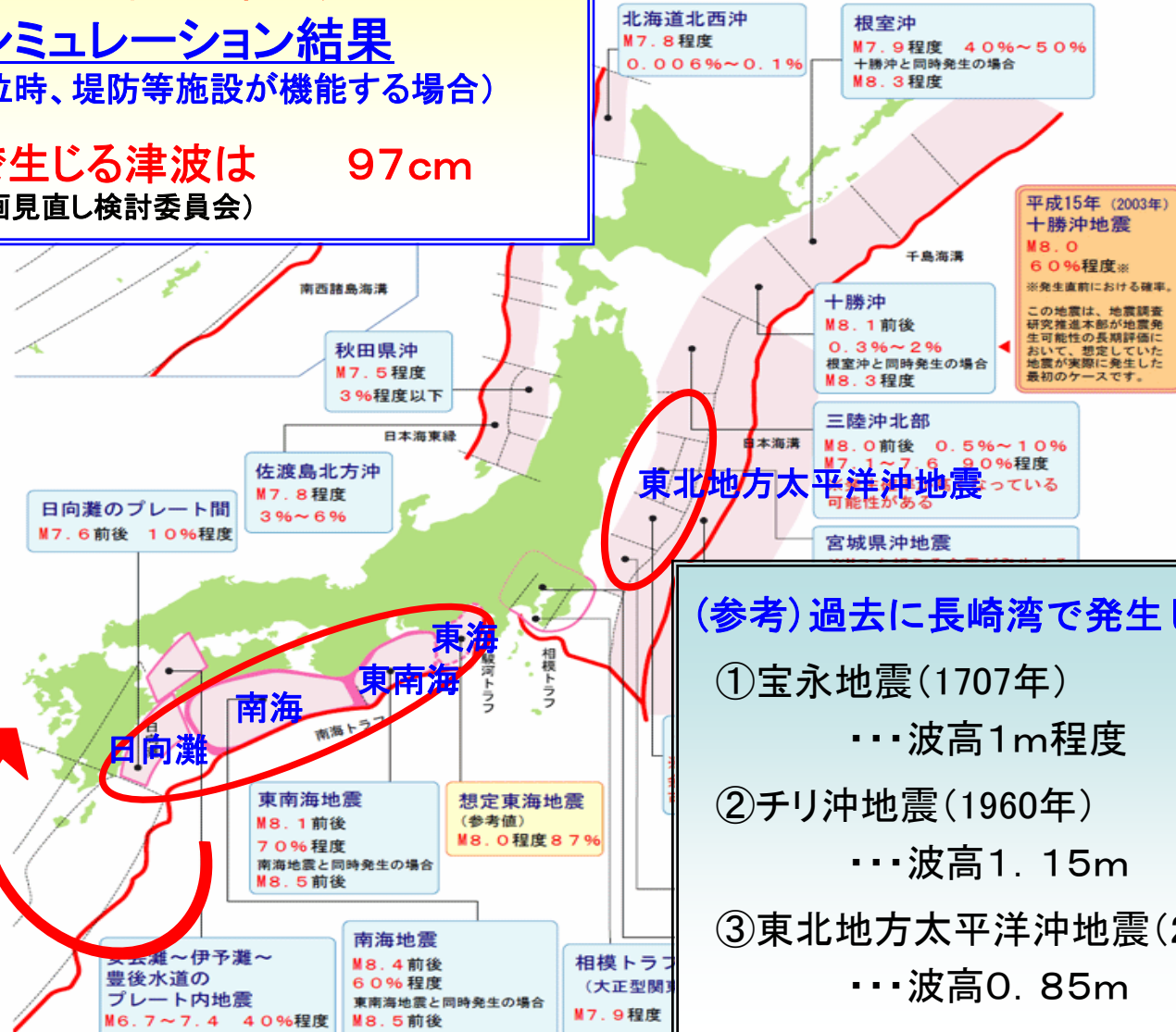
〔長崎における津波の高さ〕

県によるシミュレーション結果

(既往最大潮位時、堤防等施設が機能する場合)

⇒長崎港で生じる津波は 97cm

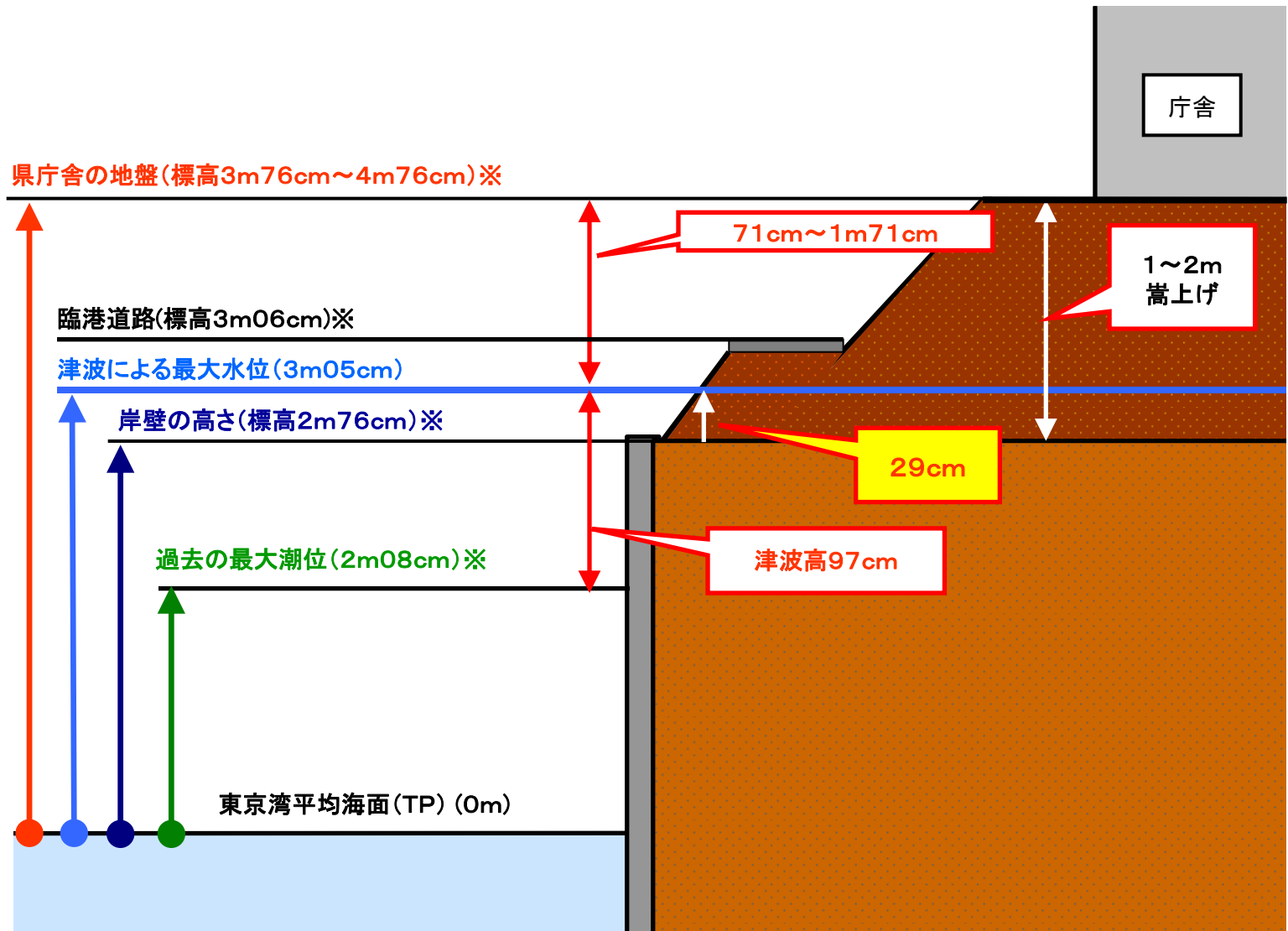
(県地域防災計画見直し検討委員会)



(参考) 過去に長崎湾で発生した津波

- ①宝永地震(1707年)
...波高1m程度
- ②チリ沖地震(1960年)
...波高1.15m
- ③東北地方太平洋沖地震(2011年)
...波高0.85m

県のシミュレーション結果と長崎魚市跡地の標高



※4連動地震によって、海底面と地盤の高さが平常時より1cm沈降することになる。

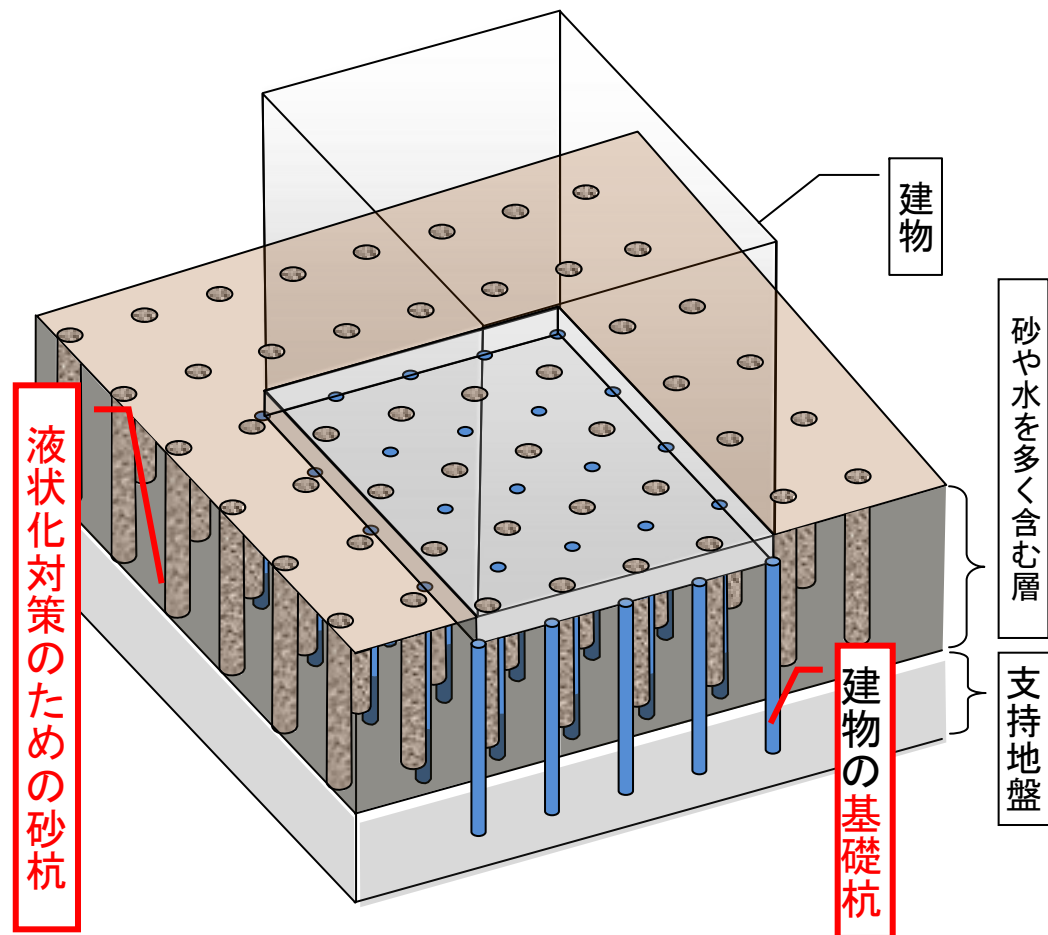
長崎魚市跡地の地震・液状化対策

地震対策

- ・地表面から-20m付近に強固な支持基盤
- ・一般的な杭工事で、耐震性は十分確保可能
- ・特に重要な防災拠点としての安全性能を満たす基準を確保
- ・重要幹線の二重化など、電力供給、通信システムの信頼性を確保

液状化対策

- ・サンドコンパクションパイル工法等の液状化対策
- 今回の震災でも有効性を立証



「洪水」は大丈夫なのか

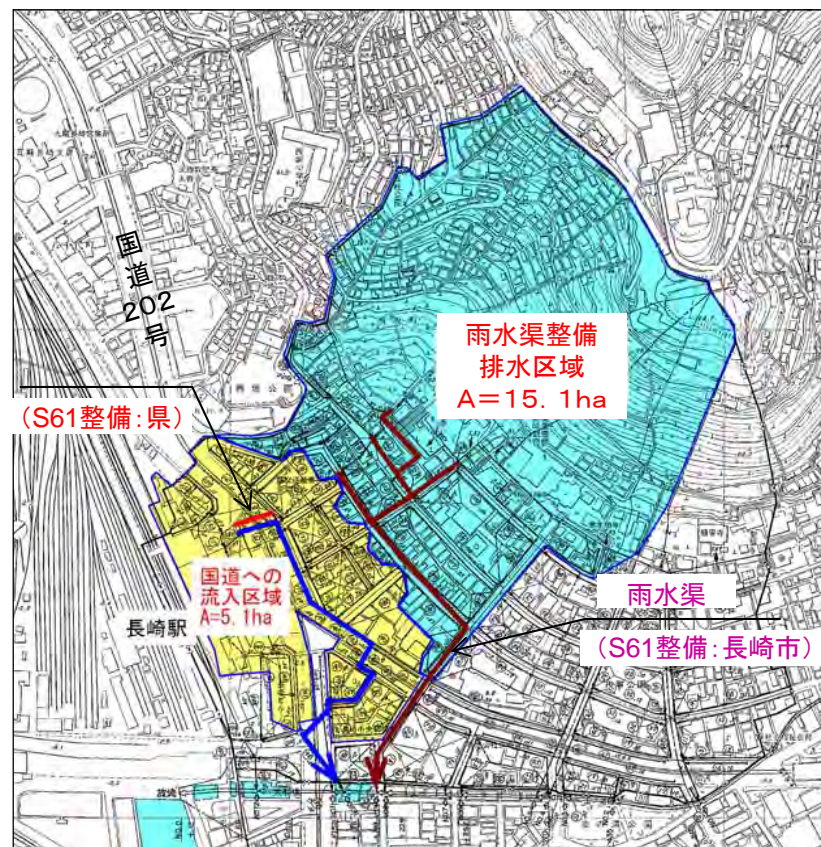
- 長崎大水害（昭和57年）後の雨水渠の整備により、長崎駅前に流れ込む雨水は1/4に減少

〔長崎駅前周辺の排水整備〕

<長崎大水害当時>



<長崎大水害以降の整備>



跡地活用検討の経緯①

平成20年度

■ 平成20年10月

県庁舎整備特別委員会が設置され、「県庁舎整備と跡地活用は不可分な関係にあり、ワンセットの問題である」などのご意見を頂いた。

■ 平成21年2月 県と長崎市が「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」を設置

平成21年度

■ 平成21年5月

5月臨時県議会において、県庁舎を建て替える場合の建設場所は魚市跡地とする意見書が採択された際、**県庁舎整備特別委員会委員長から「現庁舎の跡地活用についても、県庁舎の基本構想と併せて議論すべきである」との報告が行われた。**

■ 平成21年6月

6月定例県議会で、**知事が「移転する場合の跡地活用についても、長崎市と一体となり、県議会をはじめ幅広く皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に検討する」旨を表明された。**

■ 平成21年8月 県庁舎跡地活用懇話会設置

■ 平成21年7～8月

県民・市民からのアイデア募集を実施し、歴史や観光、交流、都市機能などに重点を置いた198件のアイデアを頂いた。

■ 平成22年1月 県庁舎跡地活用懇話会からの提言

跡地活用検討の経緯②

平成22年度

■ 平成22年9月

県庁舎整備特別委員会で、「県民の声を聴く会」に係る委員長総括が行われた。

「移転した場合の跡地活用については、観光立県の立場から、現庁舎の敷地の歴史的・文化的な価値を活かし、史跡「出島」の復元との調和を図るなど長崎全体のまちづくりの問題として検討を行い、周辺地域や長崎市だけでなく、長崎県全体の活性化に繋げることを求める意見が多く出された。」（抜粋）

■ 平成22年9月

「埋蔵文化財調査等は早期に実施すべき」とする県庁舎整備特別委員会からの意見を踏まえ、埋蔵文化財調査等関連予算を9月定例県議会に計上

■ 平成22年4～9月

「長崎県庁舎整備基本構想案」に対するパブリックコメントで、625名から意見を頂き、そのうち、跡地活用に関する意見を83件頂いた。

■ 平成23年1月

臨時県議会において、魚市跡地での新たな県庁舎の建設に速やかに着手することを求める意見書が採択され、その中で、「**現庁舎が移転した場合の跡地活用については、現庁舎敷地の重要性に鑑み、周辺地域や長崎市はもとより長崎県全体の活性化につながるよう県庁舎建設と同時並行して、地元長崎市と一体となって積極的に検討を進める**」こととされた。

■ 平成23年2月

知事が、魚市跡地での新庁舎の整備着手と併せて、跡地活用について県全体にとって最も良い活用策となるよう県庁舎建設と並行して、地元長崎市と一体となって検討を進めることを表明。

跡地活用検討の経緯③

平成23年度

■ 平成23年4月

現庁舎の跡地活用について総合的な検討を行うため、庁内関係部局長等による「県庁舎跡地活用検討委員会」を設置

■ 平成23年5月

県・市の「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」を副知事、副市長をトップとする会議に格上げ

■ 平成24年1～3月

ニーズ調査を実施

- ・人口や面積が類似する他の県庁所在市（4都市）との比較分析等を通して、長崎市に不足している都市機能を把握
- ・民間事業者（20社）や関係団体（20団体）を対象としたヒアリングにより、跡地に求められる都市機能を把握

■ 平成24年3月

県民の視点に立った具体的な跡地活用策を提案いただくため、ワークショップを開催

（3月10日、17日の2回開催し、計45名が参加。10の提案を頂いた。）

跡地活用懇話会の提言(H21)

[提言のポイント]

跡地活用に当たっての
基本的な考え方・方針

跡地活き姿・機能
あるべき姿

具体的な活用策

基本理念

- 現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいえるべき唯一無二の場所である。
- 県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。
- 県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与え、再生を図るべき。
- この場所を最後で最大の資源として活用しなれば長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要がある、先送りには許されない。
- この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

基本的な方向

県民共有の財産として誰も利用できない場所とすることを前提に、①～④全てを満たすものとすべき。

- ① 集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場
 - ② 歴史性への配慮
 - ③ 都市核としての象徴性
・・・長崎の町の発祥から発展に至る拠点
 - ④ 周辺との調和と波及効果
・・・出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及
- ※警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

期待される活用方法

(各委員から示されたものうち代表的なもの)

- ① 芸術・文化の新たな創造発信拠点
- ② 魅力や価値の体験・学習の場
- ③ 歴史・文化を実感できる空間

これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。

(留意事項)

- ※本格的な埋蔵文化財発掘調査を実施。石垣は残す方向で検討。
- ※第三別館は保存・活用を視野に調査。
- ※高低差や広い土地ではないことを認識。
- ※江戸町公園との一体的な活用についても検討。
- ※発掘調査を公開しながらの段階的な取組も検討。
- ※運営形態等のソフト面も並行して検討。
- ※跡地周辺を含めたエリアについて建物の高さ制限や景観の保全措置の検討が必要。

例示

各委員からの個別のアイデア

現庁舎敷地の変遷

資料 4

- 1571年(元亀2年) イエズス会「サンパウロ教会(岬の教会)」を建設
- 1614年(慶長19年) キリシタン禁教令により破壊
- 1663年(寛文3年) 「長崎奉行所(東屋敷、西屋敷)」を現在地に再築
- 1673年(延宝元年) 東屋敷を立山に移設し、西役所を「長崎奉行所西役所」と称す
- 1855年(安政2年) 西役所内に「海軍伝習所」を開設
- 1857年(安政4年) 西役所内「医学伝習所」において講義を開始
- 1868年(明治元年) 「長崎会議所」→「長崎裁判所」→「長崎府」に改称
長崎府が立山役所跡へ移転
- 1869年(明治2年) 「長崎県庁」に改称

- 1874年(明治7年) 西役所跡に県庁舎が開庁(7月)
台風のため倒壊(8月)
- 1876年(明治9年) 新県庁舎を建設
- 1911年(明治44年) 新県庁舎を建設
- 1945年(昭和20年) 原爆により焼失
- 1953年(昭和28年) 新県庁舎を建設



明治44年に建設された県庁舎

江戸町周辺の変遷（室町時代～江戸時代）

◆「岬の教会」

- 1571年(元亀2年)
大村純忠が「森崎」の地に町づくりを開始。6町が成立
(島原町・分地町・大村町・外浦町・平戸町・横瀬浦町)
新しい町がつけられた時、フィゲイレド神父(イエズス会:
キリスト教の宣教師)は町の突端の波止場の傍らに小さな
聖堂を建設
- 1614年(慶長19年)
岬の教会が破壊される(慶長・元和の大破却)



「岬の教会」イメージ図

(出典:旅する長崎学1 キリシタン文化1)

江戸町周辺の変遷（江戸時代）

寛文長崎図屏風(長崎歴史文化博物館蔵)



1673年頃の「長崎奉行所西役所」と「出島」

◆「長崎奉行所西役所」

- 1592年(文禄元年)
安土・桃山時代、豊臣秀吉が後の長崎奉行所を開設
場所は本博多町(現在の万才町)
- 1633年(寛永10年)
長崎奉行が2人制となり、奉行所を東西二つの屋敷
(東屋敷、西屋敷)に分割
- 1663年(寛文3年)
寛文の大火により焼失後、外浦町(現在の江戸町)に
奉行所(東屋敷、西屋敷)を再築
- 1673年(延宝元年)
立山屋敷(立山役所)を設置し、東屋敷を移設
以降、旧役所を「西役所」と称す

幕府長崎海軍伝習所之図((財)鍋島報効会蔵)



1858年頃の「海軍伝習所」と「出島」

◆「海軍伝習所」

- 1855年(安政2年)
江戸幕府が、海軍士官養成のため、長崎
奉行所西役所内に設立した教育機関
幕臣や雄藩藩士から選抜して、オランダ人
教師によって西洋技術・航海術・蘭学・諸
科学などを学ばせる
- 1857年(安政4年)
西役所「医学伝習所」において講義を開始